

公立学校共済組合近畿中央病院倫理委員会規則

平成 9年5月19日制定

平成10年4月27日改正

平成10年8月10日改正

平成14年4月 1日改正

平成17年3月25日改正

平成25年5月19日改正

(設置の目的)

第1条 公立学校共済組合近畿中央病院（以下「病院」という。）における診療行為上の倫理的問題点を審議・審査して病院としての見解をまとめるとともに、病院職員の倫理意識の啓発を図るため、公立学校共済組合近畿中央病院倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、診療行為上の倫理的問題について、病院職員からの申請に基づき、その内容を審議・審査する。

(構成)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員を持って構成する。

- (1) 医師 4人
- (2) 看護師 3人
- (3) 薬剤師 2人
- (4) 上記以外の医療専門職員 1人
- (5) 事務職員 2人
- (6) 医学分野以外の学識経験者 2人

2. 委員会は男女それぞれ3人以上で構成されなければならない。

(委員の任期)

第4条 委員は部局長会及び運営会議の議を経て病院長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 委員は再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから病院長が任命する。

2. 委員長は委員会を招集し、その会務を総括し主宰する。

3. 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第3条第6号の委員の1人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2. 申請者は、委員会に出席し、申請内容等を説明し意見を述べることができる。
3. 委員長が必要とみとめたときは、委員以外の者に出席を求めて、専門的立場からの説明または意見を聴くことができる。
4. 議決は出席委員の3分の2以上の多数決をもっておこなう。

(申請手続き及び審議・審査結果の通知)

第7条 審議・審査を申請しようとする者は、別紙様式第1の申請書に必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2. 委員長は、審議・審査を終了したときは、速やかに別紙様式第2によりその結果を申請者に通知しなければならない。

(議事内容の公開)

第8条 議事の内容は、それが具体的に明らかとなるように公開されなければならない。

2. 患者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護に支障が生じる恐れのある部分は、倫理委員会の決定により非公開とすることができる。この場合、委員会は、非公開とする理由を公開しなければならない。

(審査記録の保存期間)

第9条 審査記録の保存期間は5年間とする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、企画課においてこれを行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

1. この規則は平成9年度5月19日より実施する。

附則

1. この規則は平成10年4月27日より実施する。

附則

1. この改正は平成10年8月10日より実施する。

附則

1. この改正は平成14年4月1日より実施する。

附則

1. この改正は平成17年3月25日より実施する。

附則

1. この改正は平成25年5月19日より実施する。